

# 令和6(2024)年度くらしの安心サポーター活動報告書集計結果

令和7(2025)年6月 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

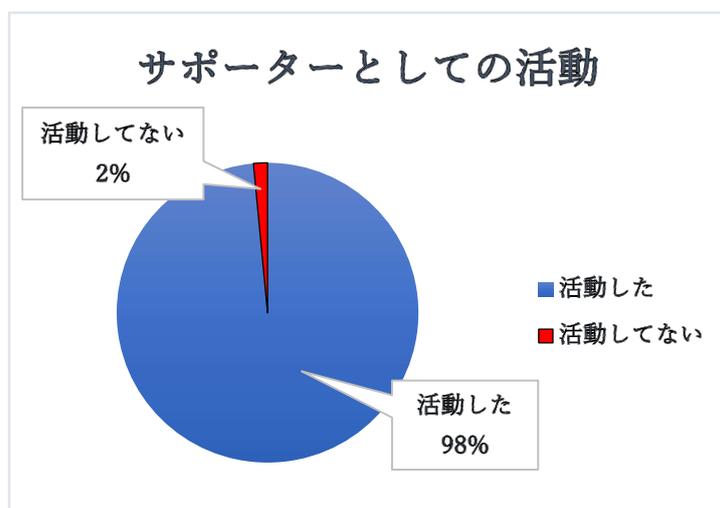
## 1 活動報告書の提出数について

サポーター272名(R7.4.1現在)のうち、102名の方から報告書をご提出いただきました(回答率37.5%)。

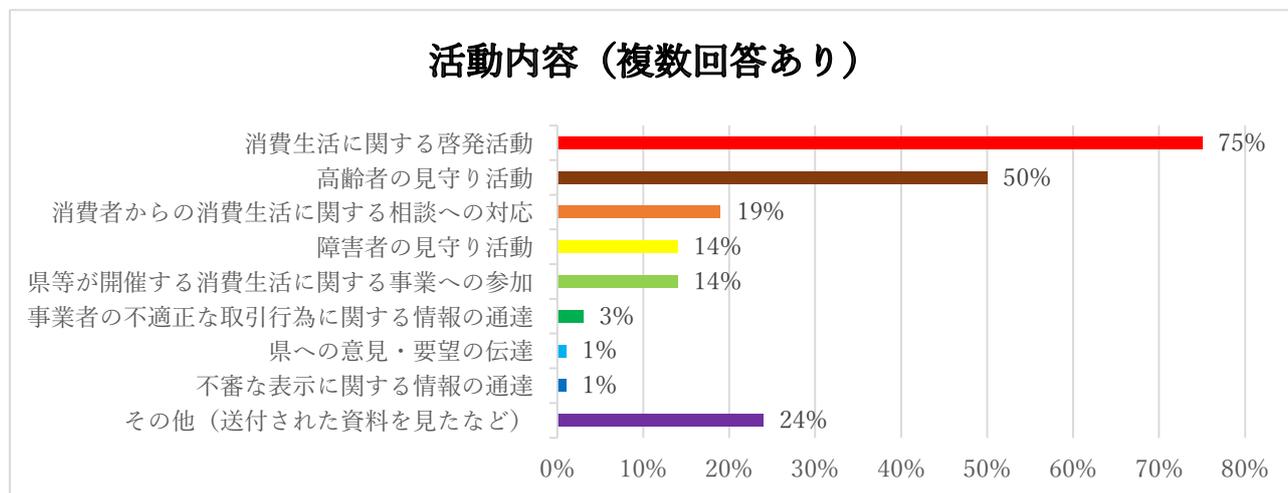
## 2 令和6(2024)年度の活動について

### (1) 「くらしの安心サポーター」としての活動

昨年度、くらしの安心サポーターとして活動した方の割合は98.5%(前年度86.4%)でした。



具体的な活動内容(複数回答)で回答が多かったものは、消費生活に関する啓発活動(75%)、高齢者の見守り活動(50%)、県が開催する消費生活に関する事業への参加(14%)です。いずれの活動においても、サポーターの皆さまのできる範囲で、できることを、工夫しながら行っていただいていることがうかがえます。



## ■ 具体的な活動内容（報告書より抜粋）

（啓発活動の例）

- ・消費者トラブルの事例を盛り込んだ寸劇を行っています。
- ・生きがいサロン参加者に、悪徳商法から身を守るための紙芝居やゲーム等をして啓発活動を行った。
- ・地域の催事の際、街頭啓発活動とともにチラシ配布を行いました。
- ・自治会のシニアクラブで生活安全情報として、チラシを中心に啓発活動を行いました。

（県が提供する資料の活用例）

- ・地区の民生委員定例会にて送付された資料の配布し説明を行いました。
- ・自治会の回覧板で班内に回覧したり、地区センターに情報提供して有効活用を依頼したりしました。
- ・回覧板で紹介したり、施設に配架してもらったりしました。
- ・コミュニティセンターへ持参しました。
- ・ふれあいサロンで見守り新鮮情報の内容を紹介し注意喚起を行いました。

（見守り活動の例）

- ・散歩の際、挨拶や声掛けと合わせて一人暮らし及び、高齢者世帯への訪問等の見守り活動を行っています。
- ・民生委員として、高齢者や障害者宅の訪問、声掛けやパンフレットの配布をしています。
- ・民生委員をしているので、活動の中で消費者トラブルについて話題にし、注意喚起しています。相談を受けたときは居住自治体に報告もします。

（情報提供の例）

- ・自宅PCに送付された不審なメールの画面をプリントアウトして、市の消費生活センターに情報提供しました。

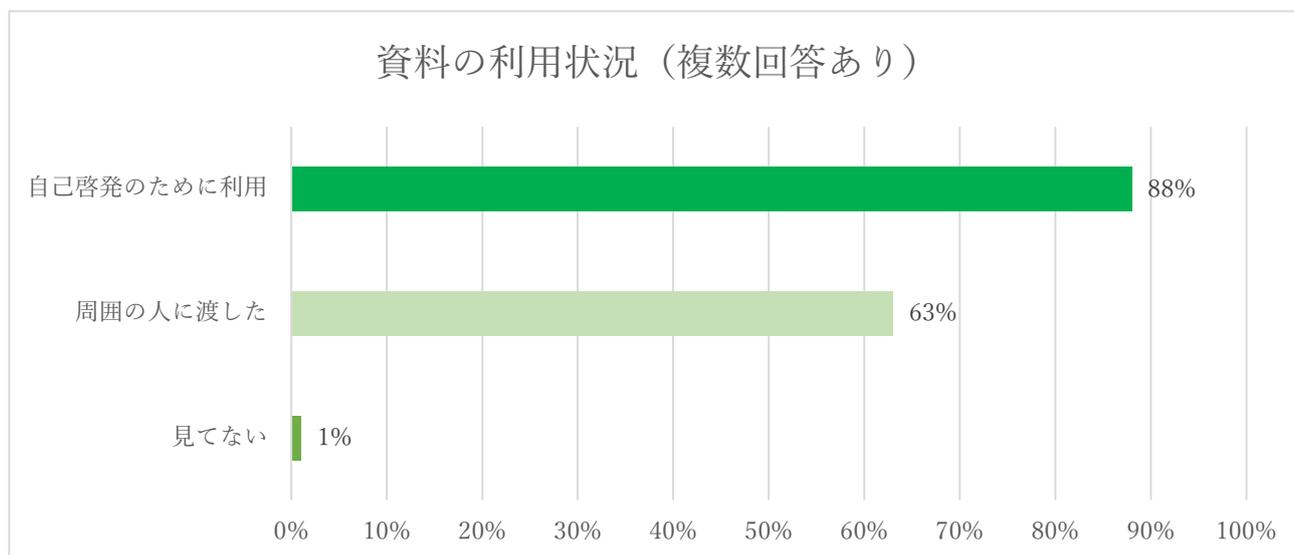
（その他）

- ・クーリング・オフの為の内容証明書面の作成を支援しました。

## (2) 県から送付された資料の利用状況

自己の啓発のために利用した割合は88%（前年度74%）、資料を周囲の人に渡した割合は63%（前年度75%）です。周りの人への啓発は割合低下していますが、自己啓発は安定的に取り組んでいただいていることが分かります。

資料の利用状況（複数回答あり）



### (3) 栃木県公式ホームページの閲覧状況

県公式ホームページの中では、「くらしの安心サポーター」に関するページに訪問したことがある方が36%と最多でした。次点でよくある消費者トラブルのページが34%もあり、サポーターの方々が、よくあるトラブルの事例を把握することで啓発活動や相談への対応の際に活用していることが分かります。

また、一度も県公式ホームページを訪れなかった方は30%（前年度37%）と、前年度と比較してパソコンやスマートフォンの普及に伴い閲覧数の向上が見られました。

#### 県公式HPの閲覧状況（複数回答あり）

